

## 裁判員経験者との意見交換会議事概要

秋田地方裁判所

日 時 平成29年3月15日（水）午後2時から午後4時まで

場 所 秋田地方裁判所大会議室（5階）

出席者 司会者 窪 木 稔（秋田地方裁判所長）

裁判官 三 浦 隆 昭（秋田地方裁判所刑事部総括判事）

検察官 嘉手苺 拓 也（秋田地方検察庁検事）

弁護士 重 富 琢 也（秋田弁護士会弁護士）

裁判員経験者3番 50代男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 60代女性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 70代男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 40代男性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 50代男性（以下「7番」と略記）

裁判員経験者8番 50代女性（以下「8番」と略記）

※ 裁判員経験者1番及び2番の方が欠席したため、同番号を欠番とした。

報道機関（傍聴・取材） 8社

### 【議事概要】

#### 1 趣旨説明等

（司会者）

ただいまから、裁判員経験者との意見交換会を始めます。本日の司会を務めさせていただきます秋田地方裁判所所長の窪木と申します。どうぞよろしくお願いたします。裁判員経験者の皆様にはお忙しい中ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。裁判員裁判は平成21年5月に施行され、本年5月には9年目を迎えようとしています。これまでのところ、裁判員の皆様を含む関係者の御努力もありまして、おおむね順調に運用されていると理解しておりますが、全く新しい制度ですので、なおいろいろな課題が存在し、継続的に点検し、検討をしていくこと、工夫、努力を重ねていくことが必要であると考えています。

本日の意見交換会は、秋田地裁における第5回の意見交換会となります。本日

の意見交換会を開催する趣旨は、第1に、裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想を伺い、今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただきたいということです。第2に、本日は報道機関の皆様もたくさんおいでいただいておりますが、裁判員を経験された方々の生の声を、これから裁判員裁判に参加される県民の皆様にお伝えいただくことにより、不安感や負担感の解消につながる前向きなメッセージになるのではないかとということです。

こうした趣旨のもと、本日は6名の裁判員経験者と検察庁、弁護士会及び裁判所からそれぞれ1名ずつ御参加いただいております。

本日の具体的進行としましては、まず6名の裁判員経験者の方々から全体的な感想をお話しいただいた後、①審理、②評議・判決、③裁判員を務める上での負担感についてそれぞれ率直な御感想や御意見を、さらに、④法律家への要望、⑤これから裁判員になられる方々へのメッセージをお話しいただければと考えています。

また、裁判員経験者の方々からのお話を受けて、法律家の皆様方から御質問、御意見や御感想を頂戴したいと思っておりますし、最後になりますが、報道機関の皆様方からの御質問等をいただければと考えています。

それでは、今回出席された方々の御紹介に移りたいと思っておりますが、本日は裁判員経験者の方々をそれぞれテーブルプレートに記載してありますように番号でお呼びさせていただきたいと思っておりますので、御了承ください。

はじめに、法律家の方々から自己紹介をお願いします。

検察庁からは嘉手苺検察官にお出でいただいております。自己紹介をお願いします。  
(検察官)

検察官の嘉手苺と申します。秋田に参ったのは昨年4月ですが、裁判員裁判は1件だけ担当しているという状況です。平成22、23年には千葉におりまして、その時は30件くらい立ち会わせていただきましたが、最近は担当する件数が少ないという状況です。本日は、いろいろと率直な御意見を聞きたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(司会者)

弁護士会からは重富弁護士にお出でいただいております。自己紹介をお願いします。  
(弁護士)

秋田弁護士会の重富と申します。弁護士になって今年で4年目ですが、昨年、秋田で4件裁判員裁判を担当させていただきました。以前は東京で1件担当しましたので、合計5件の裁判員裁判を経験しております。たぶん、裁判員裁判の経験は多い方だと思いますので、今日皆さんから率直な意見を聞けることを非常に楽しみにしております。どうぞよろしく願いいたします。

(司会者)

裁判所からは部総括裁判官の三浦裁判官が出席しております。自己紹介をお願いします。

(裁判官)

秋田地裁刑事部総括裁判官の三浦です。よろしく申し上げます。秋田地裁には平成27年4月に着任して、裁判長として裁判員裁判を担当しております。秋田では12件の裁判員裁判を担当し、今日出席していただいた皆様とも一緒に担当させていただきました。皆様の顔を見て、懐かしいというのか、もうこんなに経ってしまったのかというような、いろいろ複雑な気持ちですけれども、今日は率直な意見を伺えればと思います。どうぞよろしく申し上げます。

(司会者)

まず、本日出席いただいた裁判員経験者の皆様から、お一人ずつ、裁判員裁判に参加された全体的な感想や印象などを簡単にお話しいただければと思います。

その際に、裁判員に選任される前に裁判員になりたいと思っていたかどうかと、裁判員に選任された瞬間の率直な御感想を伺えればと思います。

まず、3番の方は、強制わいせつ致傷、傷害の事件（以下「強制わいせつの事件」という。）を担当されました。被告人が、路上で女性にわいせつな行為をしてけがをさせたという強制わいせつ致傷の事件、路上で女性3人に連続的に傷害を負わせた3件の傷害の事件、被告人が女性を車の中に押し込み、わいせつな行為をして、けがをさせたという強制わいせつ致傷の事件の合計5つの事実のある事案でした。一部の事実について、犯罪が成立することに争いはなかったものの、暴行の態様や、わいせつ行為を犯す意思がいつ生じたのかについて争いがある事件でした。

公判期日は判決宣告期日を含めて4回、期間は評議だけの日と週末を含めて10日間でした。

3番の方、どうぞよろしく申し上げます。

(3番)

裁判員に選ばれるという郵便が急に来ましたが、まさか当たるとは思いませんでしたし、宝くじより確率がいいなと思ったりしました。実際に裁判所に来たときは、自分が選ばれるとは思っていませんでしたが、選ばれたからには、これも何かの縁だと思って、裁判に参加させていただきました。法廷を見るのも、被告人や弁護士、その他の人たちを見るのも初めての体験でしたので、普段考えられないくらいの緊張感を味わったと思います。二、三日思い出して寝られないくらいでしたので、負担は相当あったのかなと思っています。

(司会者)

寝られなかったというのは、公判の期間中ですか。それとも裁判が終わった後ですか。

(3番)

公判中の被告人質問と被害者の証言があった2日くらいです。

(司会者)

次に、4番、5番、6番の方は、現住建造物等放火の事件（以下「放火の事件」という。）を担当されました。被告人がパチンコ店のトイレ内に置かれていたラック内の容器に放火して、パチンコ店を全焼させたという事件でした。被告人が火を点けたことについては争いはありませんでしたが、被告人が、容器だけでなく、建物に火が燃え移るかもしれないと認識しながら、それでもかまわないと考えて火をつけたのかどうか、いわゆる未必の故意の有無が争点となる事件でした。

公判期日は判決宣告期日を含めて5回、期間は評議だけの日と週末を含めて11日間でした。

では、4番の方から順に申し上げます。

(4番)

裁判員になるのは、1万800人に1人と聞いたことがありますが、まさか自分がその1人になるとは全く想像できず、最高裁から11月に知らせがあったときは本当に驚きました。ですが、これもいい経験だ、司法に参加するのはなかなかできるものではないと前向きに捉えて、どうせなら選ばれたいとその時思いました。最終的には選ばれて裁判に臨んだ訳ですが、普段、映画やテレビで映るところと真逆

のところ座り、とても高い位置から見下ろしますが、とても緊張しましたし、それとともに事件に向き合っ頑張ろうという励みにもなりました。実際、いい経験になったと思いますし、気持ちはずっと維持し続けられたなと感じております。

(5番)

裁判員になりたいかどうかについては、できればなりたくないという気持ちがありました。なぜ自分かと思いましたが、来た以上は、とも思いました。裁判の知識もないし、果たして自分が裁く側にいいのかという気持ちもありました。

(6番)

裁判員制度が始まったときは、もしかしたら自分に来るかな、でも来ないだろうなと思っていましたが、裁判員制度のことが頭から無くなった頃に、名簿に登録されました、裁判員候補者に選ばれましたという郵便が届きました。その時、やりたいとか、やりたくないとか、そのような気持ちはありませんでしたが、選任されてからは、やるからにはしっかりやらなくてはならないと思いました。一人の人生がかかっていることですので、責任を感じながらやらせていただきました。期間中はずっと緊張していましたし、家に帰ってからもいろいろなことを考えながら行動する日々でした。

(司会者)

次に、7番の方は、殺人の事件（以下「殺人の事件」という。）を担当されました。被告人が、当時4歳の実子の首を絞めて殺害したという事案でした。事実上争いはなく、量刑が問題となる事案でした。

公判期日は判決宣告期日を含めて4回、期間は評議だけの日と週末を含めて9日間でした。

7番の方どうぞお願いします。

(7番)

選任される前、多少興味はありました。もし機会があればやってみたいと思っていましたが、実際に最高裁からの郵便を見て、まさか自分が、という思いは正直ありました。それから半年ほど後に選任手続に赴くことになりましたが、不思議と選ばれるような気がしまして、選ばれたときは、やはり当たったかという思いはありました。その時の気持ちですが、一生に一度あるかないかの機会ですので、不謹慎かもしれませんが、裁判員を楽しもうという気持ちで、自分なりに一生懸命対応し

たつもりです。

(司会者)

最後に、8番の方は、殺人未遂、傷害の事件（以下「殺人未遂の事件」という。）を担当されました。被告人が、実母の首をひもで締めて殺害しようとしたが未遂にとどまったという事案と、その後、実母の頭を金づちで殴ったという傷害の事案でした。殺人未遂の事件について、被告人に殺意があったのかどうか争点となる事案でした。なお、被告人の責任能力が限定的であることについては当事者間に争いがありませんでした。

公判期日は判決宣告期日を含めて4回、期間は評議だけの日と週末を含めて9日間でした。

8番の方どうぞよろしく申し上げます。

(8番)

裁判員制度が始まるという話を聞いたときは、自分には無縁のことだと思っていました。今回、名簿に登載されたという通知を受けたときは、仕事の都合などを理由に断ればいいと思っていました。選任手続に出席して裁判員が選ばれるまで待っている時間がありましたが、その時は、どうか私を選んでくださいという気持ちに変わっていきまして、大丈夫、私は選ばれるという変な自信のような気持ちで待っていました。実際、裁判員として参加しましたが、不思議と緊張するということはなく過ごせました。本当に貴重な経験をさせていただきました。職場には休みをいただくということが言いづらかったのですが、特別休暇として対応してくれましたので、職場の気持ちにも応えて一生懸命務めさせていただこうと思いました。

## 2 審理についての感想・意見

(司会者)

それでは、審理手続について、御意見や御感想を伺いたいと思います。

審理手続の流れとしては、検察官の起訴状朗読に始まり、被告人と弁護人が事件についての陳述をし、それに引き続いて、証拠調べ手続に入ります。その初めに、検察官と弁護人が順次、冒頭陳述を行います。冒頭陳述はこれから行われる証拠調べの概要やポイントを各当事者の立場から説明するというものです。その上で、捜査報告書や供述調書などの書証を取調べ、証人尋問、被告人質問へと進

みます。そして、証拠調べの結果を踏まえて検察官は論告、弁護人は弁論という意見を述べる手続を行い、被告人の最終陳述へと進み、審理を終えることとなります。なお、皆さんが参加された裁判員裁判のときから時間も経過していることから、本日はあらかじめ皆様に資料をお配りしました。必要に応じて御参照ください。

このような審理手続、主に、検察官や弁護人の主張の仕方や立証の仕方について、どのような感想をお持ちでしょうか。判断をする上で、それぞれの手続が分かりやすいものとなっていたのかどうか、必要十分な主張や立証ができていたのかどうかなどについて、御意見を伺えればと思います。

それでは、3番の方から順にお願いします。

(3番)

公判前整理手続で争点が絞られていましたが、被害者が女性でしたので、被害者の立場やこれからのことを考えると難しいと感じました。私が疑問に思ったのは、争点以外のことも質問していいのかということでした。

(司会者)

争点以外のことも質問していいのかということですが、被告人質問の際に、争点とされていること以外の事情にわたることや、量刑を判断するに当たって知っておきたいというようなことを質問してもよかったのか、ということですか。

(3番)

そうですね。争点に入っていないことで気になったことがありましたが、公判前整理手続で争われなかったのかなと思って質問しませんでした。

(4番)

検察官についての感想です。検察官というのは、公正な立場に立って立証していくという役割があると思っていましたが、実は、いろいろなことを立証して行って刑罰を決めていく、ということを知った気がします。私が参加した裁判では若い男女の検察官でしたが、冷静な物言いや的確なものの言い方にとっても感動しました。若いのに貫録を感じました。証拠品は同類の物を見せていただいて、燃えるのか燃えないのかの判断がしやすかったですし、実験をした時の映像は、燃え具合や位置などがとても分かりやすかったです。また、証拠の防犯カメラですが、被告人がどのような動きをしたのかがよく分かって、とても大きな判断材料になりました。

(5番)

裁判官が最初に言われたことは、自分の考え方と他の裁判員の考え方を聞いた中で、自分の意見から乗り降りできるということでした。言葉としては分かりましたが、自分としては固定観念が強いせいかこだわりがありました。しかし、専門家と素人が同等に事件を共有して審理しているときに、自分の言いたいことが素直に言えるということで、時間を重ねることによって、自分のこだわりがだんだん消えていきました。結論を出すまでには時間も必要だということを改めて認識しました。

(司会者)

審理はどうでしたか。分かりにくかったという点はなかったですか。

(5番)

それは余り感じませんでした。

(6番)

自分の判断材料の中では動画の証拠が大きく占めていたと思います。防犯カメラや、実験、再現の画像は、いい判断に結び付けることができたと思います。証拠については納得できるものだったと思います。

(司会者)

被告人質問などを聞いて、分かりにくかったところはありませんか。

(6番)

特になかったです。ただ、被告人の声が小さかったので聞き取りにくかったです。

(7番)

メモや資料をいただいて、その都度説明していただきましたので、非常に分かりやすかったと思います。また、とても親切な進め方だと感じました。しかし、いざ法廷に入りますと、証拠調べ、証人尋問では、検察官、弁護士、裁判所それぞれの立場から質問が出されて、展開が早くて頭がついていかなくなってしまうような感じも若干ありました。感想としては、あれよあれよという間に進んでいったのかなという感じはしました。できれば、これから調べる証拠が何に対する証拠なのか、あるいは、この証拠によって何が証明されるのかといったことを、その都度より一層丁寧に教えていただければ、より一層理解できたのかなと思いました。

(司会者)

法廷で心証を形成していくというのはなかなか難しかったですか。法廷で心証を



形成していったのか、それとも後から皆様で意見交換していく中で心証が形成されていったのか、どちらでしたか。

(7番)

後者の方です。

(司会者)

質問の仕方とか、早口で分かりにくいとか、間髪入れずにどんどん次から次へと質問が続いていくというところにも原因があるのでしょうか。

(7番)

早口もそうですが、流れが早い、展開が早いというのが裁判なのかなという印象があります。私が参加させていただいた裁判は一つ一つ丁寧に進められたという感じはするのですが、それでもやはり展開は早いなという印象はありました。

(8番)

検察官は、話すテンポも良く口調もはっきりしていたので分かりやすかったと思います。証人として出廷した精神鑑定医の方の証言は、個人的に精神的に病を抱えた方と交流する機会がありまして、その方と証人の先生の話が一致する部分がありましたので、自分にはすんなり入ってきました。特に難しかったとか分かりにくかったということもなく説明を受けることができました。それから、7番の方も話されていましたが、部分的に進みが早いというか、自分でついていけない部分がありました。

(司会者)

尋問が終わって次の手続までの間に休憩を入れるとか、次はこのような手続をしてそこで問題になる点がどのようなものか、どのようなことを検察官や弁護人が立証しようとしているかなどの説明をもう少ししてくれたら良かったということでしょうか。

(8番)

そうですね。私がちょっとついていけなかったというのもありますが、その時はそのように感じました。

(司会者)

ところで、証拠の中には、被害者の御遺体の写真や、生々しい傷跡の写真など、裁判員が負う精神的負担が大きいのではないかと考えられる証拠がある場合もあ

ります。このような証拠については、争点との関係で真に取調べが必要な証拠を厳選し、あるいは、カラー写真ではなく白黒写真を用いたり、写真でなく図面で足りるような場合には図面を用いたりするなどして、裁判員にとって過度な負担にならないような配慮をした証拠調べを行う場合もあります。この点について御意見を伺いたいと思います。

7番の方は、入院中の被害者の写真や傷の様子写真などを御覧いただきました。精神的な負担感はいかがだったでしょうか。

(7番)

写真を見ることについては、法廷内の画面に出てくるまで非常に不安でした。いざ出てきますと、逆に目をそらすことはできませんでした。しっかり見なければならぬという気持ちだったというのが正直な感想です。証拠として画面を見るということに負担感を感じませんでしたが、やはり度合いによるのかなと思います。私は嫌ではなかったです。

(司会者)

次に、証人尋問について少しお話を伺いたいと思います。殺人の事件（7番の方）、殺人未遂の事件（8番の方）では、精神科医の医師や法医学の医師が証人となりました。専門的な言葉が使われたり、内容も専門的なものだったかと思いますが、尋問内容は分かりやすいものとなっていたでしょうか。8番の方からは先ほど御意見をいただきましたが、7番の方はいかがだったでしょうか。

(7番)

専門用語が出てきますので、その部分が理解しづらい部分だったと思います。その後で説明をしていただいたので比較的分かっただけではいるのですが、医学の知識がある方とそうでない方との違いは、法廷内に限って言えばあるのかなと思います。その場で理解してくれというのは、知識がない者としては難しかったと思います。

(司会者)

尋問が終わった後、裁判官からその言葉について説明を受けたということですか。それとも、尋問の中でそれについて質問があって、そういうことだったのかと分かったということですか。

(7番)

後でいろいろな補足説明をいただいて、より一層分かったということです。

### 3 評議・判決についての感想・意見

(司会者)

それでは、次に評議や判決について伺いたいと思います。

評議では、①裁判官から法律用語や法律解釈についての説明があったと思いますが、評議を進めるに当たって裁判官からの説明は分かりやすかったでしょうか。また、そのような説明等を前提として、②評議の中で御自身の意見を十分にお話しただけたでしょうか。評議の時間が十分なものであったか、話しやすさはどうであったか、評議が充実していたかなどについて伺えればと思います。

3番の方から順にお願いします。

(3番)

こちらとしては初めてのことで緊張して、何を話していいのか分からないような状況でしたが、裁判所の方々の対応が丁寧で、場の緊張をほぐしてくれるような話し方とか持っていく方とかで緊張もほぐれました。後半からは、意見を求められたときでも自分の考えを述べられたなと思います。

(司会者)

前半は自分の意見が言いづらかったというところはありませんか。

(3番)

補充裁判員ということもありましたし、場の雰囲気にもまれてすごく緊張して、何を言ったらいいんだろうと考えながらでした。でも、裁判官が雰囲気を和ませてくれるような法律とは関係ない話をしてくれたりしましたので、いい雰囲気の中で評議できたと思います。

(4番)

私たち裁判員は、年齢や職業も違いますし、住んでいる地域も違います。知らない人間が一堂に会した場合、なかなか打ち解けられないということもありましたが、裁判長をはじめ裁判官の皆様がとてもいい雰囲気を作ってくれたということがとても印象に残っております。判決を出すに当たり、過去の判例を見せてもらったり、意見交換もしやすくしていただいたと思っております。また、何日間か一緒に過ごす中で、なかなか打ち解けられない方もいましたが、最後には十分な評議ができた

かな、みんなでそれぞれ思ったことを言えたかなと思っております。

(5番)

判決について感じたことですが、審理の中で自分で出した結論には納得したと言いましたが、最終的に納得はしましたけれど、どのくらいの刑の重さにすべきかについては自分の中で消化しきれない部分もありました。

(6番)

法律に関しては素人ですので、最初は何も分からない状態でしたが、裁判官の分かりやすい説明のおかげで、理解しながら進めていけたと思います。評議のときも、自分の意見を遠慮せずに言えるよう、うまく雰囲気を作ってもらったと思います。ずっと座ってばかりでもなく、実際に手で触れてみたり、動いてみたり、みんなでうまくできたかなと思います。意見が煮詰まってきたときに適度に休憩を入れていただいて少しリセットできたりしましたので、自分なりにはいい評議ができていたと思います。

(司会者)

手で触れたというのは、証拠品を実際に触ってみたということですか。

(6番)

証拠品と同様の物を実際に触れてみました。

(7番)

評議については、裁判所からの説明は非常に具体的で、進め方についての説明も分かりやすかったです。最初のうちは緊張感が漂っていますが、その場の雰囲気に合わせていろいろなこととお話しいただいたり、和ませていただいて、その上で評議に入っていましたので、本当に感謝しております。自分の意見も自由に発言することができましたし、自分と逆の意見を持った方から私の意見を否定されるようなこともなく、自由な雰囲気で話合いができたと思っております。

(8番)

評議の途中で休憩を入れてほしいという場面もありましたが、全体的にはいい感じで進められたと思います。部分的についていけないようなときもあり、ここは急がせているのかなと感じた部分もありました。判決に関しては、一般的にこのような罪に対してはどのような刑が相当であるかというものの説明を受けて勉強させていただきました。

#### 4 裁判員を務める上での負担感について

(司会者)

次に、裁判員を務める上での負担感の問題について、お話を伺いたいと思います。以下、二つに分けて質問させていただきます。

一つ目は、まず、そもそも刑事事件、特に、性犯罪であったり、殺人事件であったりという重大な事件を担当することによる精神的な負担感はいかがだったでしょうか。また、裁判の期間中、お勤め先をお休みになったり、御家族に何らかの負担がかかったりと、様々な御苦勞や氣遣いがあったかと思います。裁判の期間中に特に大変だったことなど、お話を伺えたらと思います。

二つ目は、守秘義務についてです。裁判員裁判から時間も経過していますが、改めてこの守秘義務の点についての必要性や在り方などについて御意見があれば伺いたいと思います。

まず精神的な負担感などについて、3番の方から順にお願いします。

(3番)

精神的な負担感についてですが、私が担当した事件の被害者は女性ばかりで、けがをした時の写真や、ビデオリンク方式ではありましたが証言も聞きました。写真を見ることについて特に負担感はありませんでしたが、被告人に対し、同じ男として腹立たしい気持ちがあり、家に帰ってからも気になったり思い出したりして夜も眠れないということがありました。ただ、それも最初のうちだけでした。

(4番)

人が人を裁くということは難しいことだと感じました。私も裁判員裁判に参加している期間中は何度か夢に見たりしました。特に、参加している間に少年事件で初めて死刑が確定したとニュースで報道され、その事件の裁判員の方が心の負担について話されているのを聞いて、自分が担当した事件が殺人事件でなくて良かったと思いました。もし自分が殺人事件を担当していたらどうだったのだろうかかと深く考えさせられました。時間的には、仕事をリタイアしているので負担感はありませんでした。会社で特別休暇を初めて設けてくれたと喜んでいる裁判員の方もいたので、裁判員裁判は社会的に好意的に見られているのかなと感じました。

(5番)

個人的には負担は感じませんでした。ただ、裁判の流れの中で、被害者と加害者の心情をどこまで自分が理解できるかが大きな負担ではありました。

(6番)

人に対する犯罪ではなかったもので、むごいものを見ることもありませんでした。裁判に関して負担は余りありませんでした。仕事の方では、会社は理解してくれましたが、裁判員裁判が始まってそんなに経っていないので、まだまだ社会的に周知されていない点もあるのかなと感じました。これをきっかけに会社の方も変わっていくのではないかと考えていますが、私も会社もそんなに負担はなかったと思います。

(7番)

裁判員に選任されて、担当する事件が殺人事件と聞いて、正直、殺人かと思いました。ただ、重大事件だという認識も漠然としていたので、自分が裁判員として務まるのかどうかという方がより負担に思いました。仕事ですが、会社には特別休暇の制度があったので大丈夫でした。家族が変に気を遣っているのを感じて、そちらのほうに逆に負担に思いました。

(8番)

精神的な負担は特にありませんでしたが、身体的な負担として、後半は法廷までの階段の上り下りが負担に感じました。

(司会者)

次に、守秘義務についての負担感について伺いたと思います。3番の方から順にお願いします。

(3番)

最初は守秘義務の範囲が分からなかったのですが、裁判官から説明していただいからは気にならなくなりました。その後1年ほど経ちますので、事件のことも忘れて今では気になりません。

(4番)

裁判員に選ばれたことを多くの人に伝えていませんので、そのことを話題にする機会自体が少なく、また、守秘義務について広く知れ渡っているからか、家族を含めた誰からも何一つ聞かれませんでした。精神的な負担の方を心配してくれ

る人ばかりでした。

(5番)

判決が出て新聞に載ったらある程度のことは話していいという裁判官からの説明だったので、判決が決まるまでは家族にも一切話はしませんでした。判決が出てからは、裁判員制度について周りの方に話しました。

(6番)

裁判員に選ばれたということで会社から休暇をもらったので、会社の人からいろいろ興味を持たれて聞かれましたが、守秘義務ということのを盾にして一切しゃべらないと心に誓っていたので、特に負担感はありませんでした。

(7番)

守秘義務に関する負担感はありませんでした。裁判員制度について聞かれたときには、極力話すようにはしていますが、事件の内容については話していません。

(8番)

守秘義務について負担はありませんでしたし、職場の方からいろいろ聞かれるということもなかったもので、問題はありませんでした。

## 5 法律家への要望

(司会者)

これまでのお話を踏まえて改めてお伺いしますが、裁判員裁判に参加してみて、法廷での活動について、裁判官、検察官、弁護士それぞれに対して、何か望むことはあるでしょうか。

また、どのようなことをすれば、一般の方が裁判員裁判により興味を持ち、参加しやすくなるかという点について、裁判所、検察庁、弁護士会全体に対して、何か御意見があれば伺いたいと思います。どのようなことでも構いませんので、忌憚のない御意見をいただきたいと思います。

では、3番の方から順にお願いします。

(3番)

質問になるのですが、争点以外で気になったことについて質問することはできたのでしょうか。

(司会者)

それについては、裁判官にその点について相談すれば良かったのかなと思ったところでは。

(3番)

判決を決める前に判例を見ましたが、1件1件事件は異なるのにどうして判例を基本にするのか疑問に思いました。判例を見る趣旨と目的については、裁判官から説明を受けたのですが、個人的な感想としてはなかなか納得できませんでした。

(裁判官)

刑を決める際には、皆さんに量刑グラフという過去の例を見ていただくのですが、趣旨としては、似たものを探すというのではなく、この犯罪は傾向としてこのようになっているということで、では今回の事件はその中でどのような位置付けになるかという参考になるものとして示しています。刑を決めるときに最初に説明させていただきましたが、たしかに事件は個別ですけれども、刑の公平性というところも考えていかなければならないという趣旨で見ていただいています。

(4番)

弁護士さんは日常で接する機会のある職業ですが、裁判官と検察官はこれまで接したことがなく、良い機会だったと思いました。裁判官は穏やかですし、検察官はりりしいという印象を持ちました。これからも市民感覚を忘れないで仕事を続けていってもらえればありがたいなと思いました。

(司会者)

裁判所は、利用しやすく分かりやすい裁判所というのを目指しています。これは刑事裁判に限らず民事裁判や家事事件、調停事件についてもそうですが、社会の常識から離れたような判断をしないように、我々は常に心掛けているところです。4番の方の御意見、大変ありがたく思います。

(5番)

弁護人の方にはですが、担当した事件の弁護人は国選弁護人だったのですが、国選だからということはないのでしょうか、もうすこし突っ込んだ弁護といいますか、迫力を持ってやってもらえば良かったかなと思いました。

(6番)

私も同意見で、明らかに不利に見えてしまうような態度や言動があり、全体的



におどおどしているというか慌てていると感じ取れる場面がありました。もう少し堂々と弁護してほしいと思う気持ちがありました。

裁判所に対しては、ただ封書が届くというだけではなく、具体的にこのような封書が届くと広報してもらえれば、裁判所からの封書にどきっとすることもなくなるのではないかと思いました。

(7番)

限られた時間内に裁判を進めていかなければならないのは大変なことだと思います。特に弁護士の方にですが、その限られた時間の中で、裁判員一人一人の気持ちの中に入ってくるような弁護であれば、一層中身に深く入って行けたのかなという感じがしました。

検察官の立証は非常に分かりやすく、強調したい部分では強めに話すなどの工夫を感じることができて、なるほどと納得できました。

裁判所からの最初の封書の件ですが、イラスト形式の本が入っていたりして分かりやすかったのですが、「裁判員候補者名簿に登録されたことを公にしないでください。」という文言が書いてあり、これは大変なことだなという印象を持ったので、もっと柔らかい表現にしていただければいいかなと思いました。

(8番)

要望というものは特にありませんが、法律家というのはそれぞれの立場で頑張っているということが分かり、いい経験になりました。

## 6 これから裁判員になる方へのメッセージ

(司会者)

最後に、皆様にこれから裁判員となられる方へのメッセージがあれば、お伝えいただければと思います。

3番の方から順にお願いします。

(3番)

これから裁判員になる方は、急に封書が来てどきっとすると思いますが、裁判員を経験するということは、人生で二度あることでもないですし、裁判官も雰囲気作りに気を遣ってくれますし、万が一のときにはカウンセリングの制度もあるので、余りにせず、大船に乗った気持ちで参加してほしいです。

(4番)

裁判員制度は義務なのか権利なのかということを耳にしますが、一般市民が司法に参加するチャンスと捉えて、是非皆さんには経験してもらいたいと思います。事件によっては心の負担が重いと思いますが、自分の意見が反映される機会でもあるし、そういうことを一般市民が考える良い機会にもなるので、是非参加したほうが良いと勧めたいと思います。

(5番)

裁判員を経験することによって、罪を犯すということが、いかに自分勝手にいかに周囲に与える影響が大きいかということを再認識させられました。裁判員にならなくてもそういった認識は持っていると思いますが、裁判員裁判に参加したことで、自分の意識が高まる良い機会を与えられたと思っています。そういった意味で、これから裁判員になる方は積極的に参加してほしいと思います。

(6番)

私も同様に、積極的に参加してほしいと思います。とてもいい経験になりますし、知らなかったことを多く学ぶこともできます。また、被害者や加害者を目の当たりにすることによって、罪の重さを感じることができ、犯罪の抑止にも徐々に繋がっていくのではないかと思います。

(7番)

裁判員を務めるということは、第三者の一生を左右する重大な責任ある仕事だと感じています。だからこそ、とてもやりがいのあるものだと思います。選任された際には自分の見識を深めることにもなると思うので、是非参加してみてもどうかと伝えたいです。

(8番)

めったに経験できない貴重な機会だと思います。私は裁判員を経験したことによって考え方が前向きになり、個人的なことですが、今までしていた仕事のランクを上げようと、それに向かっているということがあります。これを経験したことによって気持ちが前に前に向けられるようになりましたので、是非経験してほしいと思います。

## 7 法律家からの質問・感想

(司会者)

法律家の皆様はこれまでの裁判員経験者の方々のお話をお聞きして、何か御質問があるでしょうか。また、どのような御感想をお持ちになりましたでしょうか。  
(検察官)

本日は貴重な御意見をいただきありがとうございました。私自身、今後行われる裁判員裁判の準備をしているところでして、今いただいた意見を参考にしてより分かりやすい審理を目指していきたいと思えます。

一つ私の方から質問させていただきたいのですが、裁判員の選任手続について何か御意見や御要望があればお聞かせいただきたいと思えます。

(5番)

そういうものなのだと思いますので、違和感はありませんでした。かなりの人数が呼ばれていたのも、もっと絞り込めないものかと思えました。

(4番)

欠席される方がいることに驚きました。

(弁護士)

今日は率直な御意見をありがとうございました。何点か感想を述べさせていただくと、審理の展開が早いという御意見を聞いて、それは盲点だったなと思えました。というのも、審理スケジュールは裁判官と検察官と弁護人の間で、証拠の量や証人の数などに応じて設定するものなのですが、休憩がもっと多い方が良いという意見を聞いて、できるだけ審理をコンパクトにしようとする余り、休みの時間が少なくなりすぎたのかと反省しました。弁護士が堂々としていないのではないかと御感想がありましたが、弁護士会としても裁判員裁判に向けた研修などに取り組んでおりますが、全ての弁護士が裁判員裁判をやっているというわけではなく、検察庁に比べれば組織的な取組として弱いところがあるのかもしれない。私は刑事弁護の委員会に入っておりますので、もう少し研修を充実するよということをお秋田弁護士会に持ち帰らせていただきたいと思えます。

今日は本当に貴重なお時間と御意見をありがとうございました。

(裁判官)

少し補足させていただきたいと思うのですが、先ほど6番の方が、証拠品と同様の物を触ったというお話をされていましたが、物自体は燃えてしまい、それと同様の物が証拠品として提出されたということになりますので、触ったものは証

抛品そのものということになります。また、5番の方がおっしゃっていた選任手続の呼出し人数の絞り込みについては、いつも頭を悩ませるところで、季節や時期によって読みにくいところがあったり、皆さんには11月頃に名簿に載りましたという通知が届いたと思うのですが、後半になるにつれて呼び出せる人数が減ってくるので、出来るだけ絞り込みをしているつもりではありますが、その点は御理解いただきたいと思います。また、弁護人については、私選弁護人か国選弁護人かに関わらず、それぞれの弁護士のやり方の違いだと認識しています。

感想ですが、守秘義務について、時間が経ち、皆さんどのようにお考えになっているのかなと思っていましたが、今日のお話だとそれほど負担とっていないということで良かったなと思っています。一方で、最後の日に私の方から守秘義務について説明させていただきましたが、何も話さないということだと、せっかく裁判員を経験した感想が他の方に伝わらないということになってしまうので、機会があれば周りの方に話していただければと思います。展開が早いという御意見がありました。今後はより気を配った審理計画を立てる必要があるなと思いましたし、計画を立てたとしても、休憩を取る際にはどういう状況かということをもう一度改めて確認しつつ進めていく必要があるということを確認しました。階段の点はもう少し気を遣えば良かったと思いました。

引き続きより良い裁判員裁判を行えるように頑張りたいと思います。本日はありがとうございました。

## 8 報道からの質問

(司会者)

記者の皆さんから、何か質問などありましたらお願いします。

(報道記者(秋田朝日放送))

裁判員になる前の裁判員裁判の印象と、裁判員を終えた後の裁判員裁判の印象について教えてください。

(司会者)

では3番の方から順番にお願いします。

(3番)

裁判員になる前は、自分には全然関係のないことだと思っていましたが、補充

裁判員に選ばれて裁判を目の当たりにしたことで、日頃の生活の戒めとなっていると思います。

(4番)

裁判員を経験する前は、他の裁判の判決をニュースで見て、自分勝手な感想を言ったりしていましたが、裁判員を経験した後は、この判決を出すために裁判員はどういう評議をしたのかということがとても気になるようになりました。

(5番)

裁判員を経験する前は、新聞に載っている裁判の記事を見ても興味がなく、一般記事としてしか見ることがなかったのですが、裁判員を経験した後は、裁判の内容やどのような評議をしたのかということが気になるようになりました。同時に自分のことを戒めるようになりました。

(6番)

裁判員に選任される前は全くの他人事で、選ばれたらこうしようなどという考えはありませんでしたが、いざ裁判員に選任されてみると、人を裁く立場になりましたので、少し責任感が強くなりましたし、自分に対してもこうしてはいけない、ああしてはいけないという考えを以前よりは持つようになりました。また、以前に比べ報道される事件を深く掘り下げて考えてみるようになったと思います。

(7番)

裁判員になる前の印象ですが、そういう制度があるんだ、大変そうだなと他人事でしたが、実際に裁判員を経験した後は、ニュースで裁判員裁判という言葉が聞くと気になって見てしまうようになりました。それだけ自分自身が経験して興味が湧くようになったということだと思います。変化は特にはないのですが、物事を平等に見る重要性を実感するようになりました。

(8番)

自分には無関係と思っていたのですが、名簿に載りましたという裁判所からの封書を受け取ったときは、何か悪いことをしたのかとこれまでを振り返って見たりしました。実際裁判員を経験してみて、この先何年自分が生きられるかと考えたときに、今やらなければいけないことが一つずつ見えてきたといいますか、それに対して今自分が出来ることから進めているという感じです。

(報道記者(朝日新聞))

守秘義務に関してのお話で、周りの理解があり負担感が少なかったというお話があり、周りの理解の重要性について認識したところですが、職場も含めて、周りの理解は十分だったと思いますか。こういった点をもっと周りの人に理解してもらえたら楽だったということがありましたら、それについて教えてください。

(6番)

当社の場合は、私が裁判員に選任される前からサービス規定に裁判員になった際の休暇が定められていましたので、休むことについては問題はありませんでした。ただ、その頃世間では、その休暇が有給か無給かについて問題になっておりまして、当社は無給扱いなのですが、それが今後社会的にどのようなようになっていくのかなと思いました。

(7番)

特別休暇の制度があり、会社の制度上は理解はあると考えています。職場内の上司や部下の個人的な考えは測りかねますが、理解してくれているから参加できたのだと思っています。

(報道記者 (毎日新聞) )

貴重な御意見や御感想をありがとうございました。守秘義務に対する感想では、裁判官の説明を受けてそれほどの負担にはならなかったということで、中には守秘義務という言葉を盾にして話さないと心に誓ったというお話もありましたが、重大な判決を下すに当たって、自分を律してくれる家族や周りの人に相談したりはしなかったのですか。

(裁判官)

評議の秘密に関わることについては、家族に対しても話すことはできないことになっています。

(報道記者 (毎日新聞) )

具体的な内容については話せないと思いますが、裁判員以外の方に考えを聞いてみたり、ぼろっと言ってしまうようなときはなかったのでしょうか。

(3番)

友達からいろいろ聞かれたことはありましたが、守秘義務ということで曖昧にして話しませんでした。最初のうち一、二か月ほどは、どんなことをやっているかとか犯人はどんな人かなどをしつこく聞かれましたが、その後は忘れられて聞

かれなくなりました。

(司会者)

では、審理期間中は、裁判官とほかの裁判員の方との間で意見交換しながら心証を形成して、悩んでいることがあればそこで解消するということに対応していたということでしょうか。

(3番)

はい。

(報道記者(秋田放送))

もう一度裁判員に選ばれたら参加したいという方は挙手をお願いします。

(全員が挙手をした。)

(報道記者(読売新聞))

本日は貴重な御意見をいただきありがとうございました。皆さん11月頃に名簿に載ったという通知をもらうということでしたが、自分が担当する事件が分かったときに、過去の報道が審理や評議を進める際に影響を与えたかどうかを教えてください。

(3番)

私が担当した事件は、裁判になるまでかなり日が経っていた事件で、「事件のあらまし」という用紙を見るまで、事件の内容は全く分からないまま選ばれましたので、評議の参考にはならなかったです。

(4番)

選任される当日まで、担当する事件の内容は分かりませんでしたし、分かった後も、その事件について細かく頭には残っていませんでした。当時の新聞を読み返すことはしなかったですし、なるべくそういった情報を頭に入れることなく、一から判断することに加わりたいたいなと思っていました。

(5番)

私が住んでいるところは過疎地なものですから、事件についてはほとんど知りませんでした。事前に調べたりもしませんでしたし、影響を受けることはありませんでした。

(6番)

私の場合は、事件の起きた場所がたまたま近くで、この事件も実際目で見ましたし、報道されたものも見ましたが、裁判員になるに当たって報道を参考にしたということは一切ありませんでした。

(7番)

事件そのものを把握していませんでしたので、報道は見ませんでしたし、全く影響はありませんでした。

(8番)

そういえばニュースで見たなという程度で、それ以上に報道を参考にしたりということはありませんでした。

(報道記者(秋田魁新報社))

小金井の殺傷事件で、男性の裁判員の方が証拠調べの際に倒れたということがありましたが、裁判員裁判を経験してみて、一般論として、証拠についてありのままを出した方がいいか、白黒にするなどの配慮が必要と考えるかにつきお考えを聞かせてください。

(司会者)

事件によるかとも思いますが、その関係はすでに7番の方から伺っているのですが、7番の方、何かほかに御意見はありますでしょうか。

(7番)

事件によると思います。自分の経験した事件についてはありのままを見て大丈夫でしたが、物によっては私も倒れてしまうことがあると思います。

(司会者)

本日は、参加者の皆様方、お忙しい中わざわざお集まりいただき、貴重な御意見をお話しいただき、誠にありがとうございました。心から御礼申し上げます。また、率直かつ貴重な意見を承らせていただきました。今後の裁判員制度の運用に当たって参考になる御指摘もありましたので、真摯に受け止めて検討の際の材料にさせていただきたいと思います。

裁判所としては、今後も、裁判員裁判を国民の方が更に参加しやすい制度にしていくこと、裁判員にとって分かりやすい審理を実現していくこと、裁判員の皆様が御自身の意見を率直に言えて、充実した評議を実現することなどについて心



掛け、努力を重ねていくつもりです。

以上をもちまして、裁判員経験者の意見交換会を終了します。裁判員経験者の皆様、法曹三者の皆様、大変お疲れ様でした。